

玉村町企業立地促進奨励金について

玉村町企業立地促進条例に基づく企業立地促進奨励金を受ける場合は、事前に対象となる事業所の工事を着手する30日前までに指定事業者申請書及び添付書類を提出し、玉村町長から指定事業者として指定を受けなければなりません。

添付書類について、下記事項を参考に作成していただければと思います。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

別紙（または別添ファイル）の「事業計画書」を参考に作成してください。

記載内容は、事業内容、売上計画などを記載してください。

また、事業所設置に伴う建物等建設から操業までの工程表（スケジュール）も別途提出してください。

(2) 土地取得の内訳

・土地売買契約書（写し）を添付してください。

・土地の登記事項証明書を添付してください。

(3) 設置のための資金計画

別紙（または別添ファイル）の「資金計画表」及び各種一覧表ファイル内の「償却資産一覧表」を参考に作成してください。

また、金額の根拠として工事の見積書（写し）があれば併せて提出をお願いします。

(4) 従業員の雇用計画を記載した書類

別紙（または別添ファイル）の「従業員雇用計画」を参考に作成してください。

(5) 附帯施設の設置計画を記載した書類

別紙（または別添ファイル各種一覧表ファイル内）の「附帯施設一覧表」を参考に作成してください。また、下記（7）の各種図面に記載し、図面番号をふってください。

(6) 公害防止の計画及び公害協定書の写し

すべての業種（規模問わず）に公害防止協定書の締結をお願いします。

下記を参考に作成をお願いします。

・土地売買契約後に玉村町及び地元区長との公害防止協定書を締結し、写しを提出してください。

裏面もありますので、ご確認ください

- ・別紙（または別添ファイル）の「公害防止計画書」を参考に作成してください。
- ・公害防止協定書に添付する図面等は、設置する事業所の位置図、土地利用計画図、建物配置図、給排水図、上記の「公害防止計画書」です。すべてをとじこんで冊子にします。必要な部数は町分・企業分・地元区長分となりますので、添付する図面等は3部ずつ作成してください。

(7) 事業所の位置図、配置図、設置計画図及び平面図

- ・建築確認申請に添付する図面を提出してください。
- ・公害防止協定書にも添付する図面（同じもの）がありますので、(6)を再度ご確認ください。

(8) その他関係書類 ※ご用意いただける範囲で結構です

- ・企業の定款（写し）
- ・企業の履歴事項全部証明書
- ・企業を紹介したパンフレットや会社案内等